平成２６年（フ）第１５号
長野県佐久市協和118番地６　ハイムレオナ203
債務者　大池　美香（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１１０１号
横浜市青葉区あざみ野１丁目９番地１　金子ビル401
債務者　石川　孝春
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５００号
東京都福生市加美平２丁目11番地６メロディハイム102号室
債務者　東　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５０１号
東京都福生市加美平２丁目11番地６メロディハイム102号室
債務者　東　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６５９０号
東京都板橋区蓮根１丁目13―15―201
債務者　平村　ミエ（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６１５号
神奈川県川崎市多摩区三田３丁目２―５―306
債務者　山中　美香
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６５３号
東京都江東区大島５丁目32―５―1015
債務者　横山　　浩
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６５８号
神奈川県横浜市港南区港南台８丁目12―30
債務者　前田　淳子（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４２号
東京都八王子市椚田町1210番地秀和レジデンス115号
債務者　吉田　　始
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６２号
東京都小平市大沼町７丁目１番19―107号
債務者　畑中　　亨
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８２号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東50棟202号
債務者　小林　洋明
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６６１２号
東京都江東区亀戸１丁目19―６―217
債務者　永田　敦子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６２６号
東京都江戸川区南葛西７丁目２―３―914
債務者　金子　弘美
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６７３号
東京都練馬区田柄２丁目18―５―102
債務者　佐藤　昭二
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６８７号
東京都世田谷区南烏山３丁目５―18―Ａ―104
債務者　牧野　克枝
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部